

(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年1月19日

1 契約の名称及び数量

令和3年度社会教育センター植栽管理業務委託

※ 詳細については、別紙「令和3年度社会教育センター植栽管理業務委託仕様書」のとおりとします。

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約の相手方の決定方法

(1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課社会教育係社会教育センター担当

(2) 提出期限 令和4年1月31日(月)午後5時15分

(3) 提出方法 郵送(提出期限必着)もしくは持参

(4) その他

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますので留意してください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

所属名 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課社会教育係社会教育センター担当

住 所：奈良市登大路町30番地

電 話：0742-27-8018（ダイヤルイン）

FAX：0742-23-8609

6 契約の解除について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結後、契約者について（1）の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、（1）の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和3年度社会教育センター植栽管理業務委託仕様書

本仕様書は、「令和3年度社会教育センター植栽管理業務委託」に適用する。

1. 作業場所

葛城市寺口地内ほか

別添「令和3年度社会教育センター植栽管理業務」の図示範囲内の指示する箇所

2. 履行期限

令和4年3月25日

なお、作業実施日については、事前に発注者と協議すること。

3. 作業内容

<①支障枝・危険枝伐採作業> 1回

葛城市道及び駐車場内並びに敷地内通路等にはみ出している支障枝、落下の危険性の高い危険枝等の枝払い伐採及び除去作業を行う。(敷地内外の倒れかけている竹類についても同様とする。)

<②植込剪定作業>研修棟付近の図示する植込及び低木については、美観を整えるよう剪定作業を行うこと。

<③防腐処理作業>①で伐採のうち桜については、伐採枝跡から腐食による枯損の恐れがあるため、薬剤等による防腐処理を行うこと。

<④集枝作業>支障枝等の伐採後は、社会教育センター内の指定する場所への集枝作業を行うこと。ただし、法面など集枝作業に困難が伴う場合や、集枝しなかった場合でも美観上や安全上の問題が発生しない場合に限り、発注者に事前に許可を得た上で本作業を省略することができる。

<⑤その他>枝払い等に伴う落ち葉や枯れ枝についても、適切な方法で除去を行うこと。

なお、葛城市道及び研修棟付近、駐車場内並びに敷地内通路における落ち葉等についてもブローア一等で除去・集積した後、指定場所へ搬出を行うこと。

3. 使用器具・材料・燃料等

受注者の負担にて用意すること。

5. 安全管理

安全管理作業状況及び使用する器具・材料等における安全管理を徹底するとともに、人・建物・工作物への直接・間接的な被害を防止すること。特に敷地内の葛城市道部分を作業の際には、交通誘導員を配置するなど通行車両への安全確保を行うこと。

なお、作業中の事故及び作業により人・建物・工作物への直接・間接的な被害が発生した場合、受注者の責任により適切に処置すること。

6. 提出書類

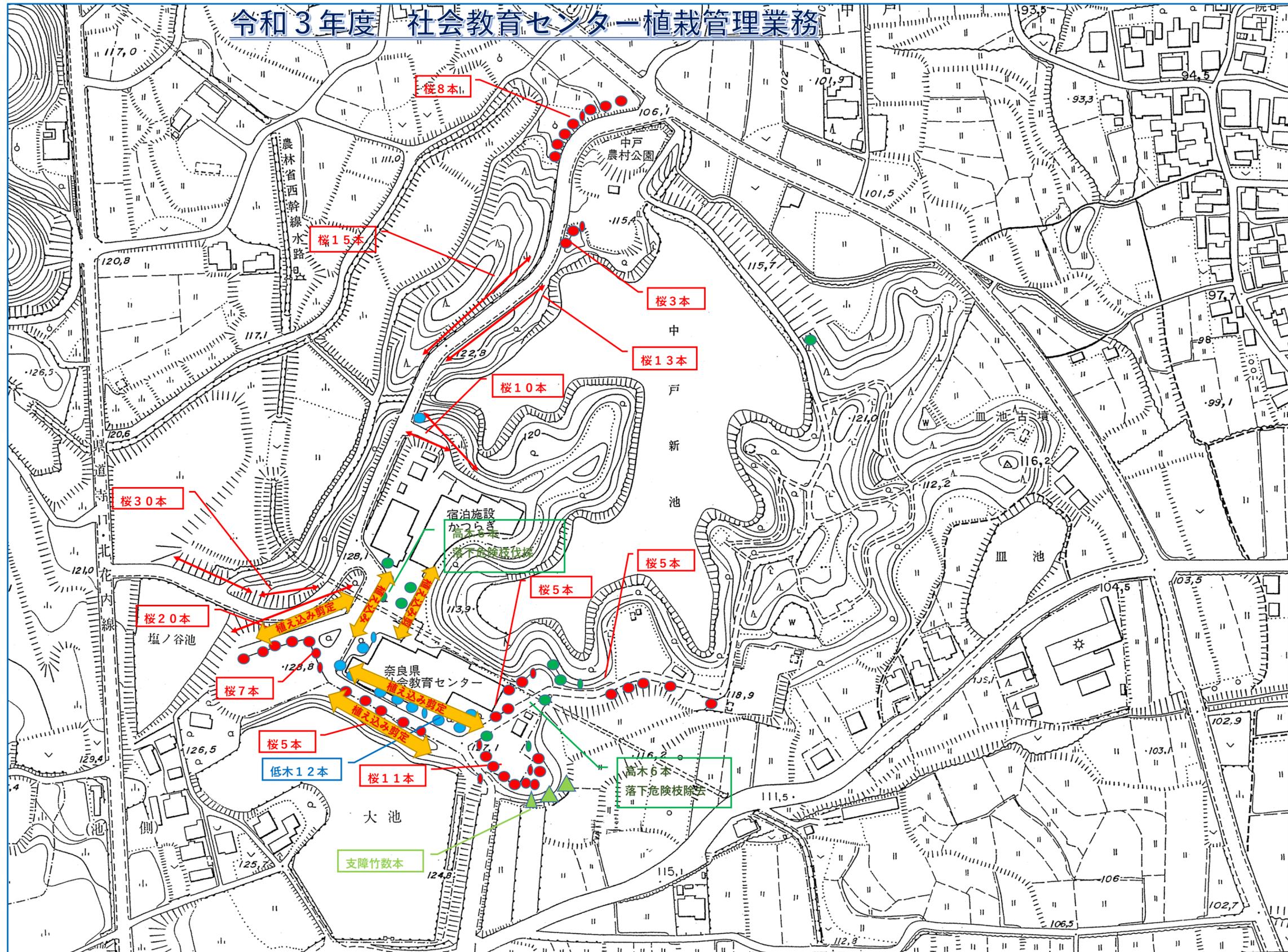
(1) 記録写真・・・作業前後の写真を撮影し、実施状況が確認できるようにすること。

(2) 完了報告書

7. その他

本仕様書で定めのない事項又は疑義が生じたときは発注者に確認すること。

令和3年度 社会教育センター一植栽管理業務



★凡例: ● 桜(支障枝伐採) ● 高木(落下危険枝伐採) ● 低木(強剪定) ← 植え込み剪定 (植え込み剪定) ▲ 竹林